

## 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度概要

保証対象	<p>以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り、）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</li> <li>②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</li> <li>③特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第16項に規定）に従って作成された事業再生計画</li> <li>④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</li> <li>⑤株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画</li> <li>⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画</li> <li>⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</li> <li>⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画</li> <li>⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</li> <li>⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</li> <li>⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</li> </ul>
保証限度額	<p>2億8,000万円（組合 4億8,000万円） ただし、特別保険に係る保証は2,000万円</p>
保証割合	<p>（1）普通保険及び無担保保険に係る保証 責任共有制度。ただし、次の①又は②の場合（いずれも保証付既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は責任共有制度の対象外。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 責任共有制度の対象外となる既往借入金を本制度で借り換える場合</li> <li>② 経営安定関連保証（セーフティネット5号に限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が定めた期間内に貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合</li> </ul> <p>（2）特別小口保険にかかる保証 責任共有制度の対象外</p>
対象資金	<p>事業資金。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金</p>
返済方法	<p>一括返済または分割返済</p>
保証期間	<p>一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内（据置期間5年以内）</p>
信用保証料率	<p>責任共有制度 0.80%（国が0.60%を補助） 責任共有制度対象外 1.00%（国が0.80%を補助） ※ 経営者保証免除対応の場合 責任共有制度 1.00%（国が0.80%を補助） 責任共有制度対応外 1.20%（国が1.00%を補助） ただし、条件変更に伴う追加信用保証料は本人負担</p>
担保	<p>必要に応じて徴求</p>

連 帯 保 証 人	原則代表者以外徴求しない（経営者保証免除対応の場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない）
貸 付 形 式	証書貸付または手形貸付
貸 付 利 率	金融機関所定利率
申 込 方 法	金融機関経由 ただし、保証対象⑩に該当する場合は金融機関経由申込または斡旋保証申込
添 付 資 料	(1) 経営改善計画書（保証対象①～⑩のいずれかによるもの） (2) 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応の場合）
取 扱 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日保証協会申込受付

《お問い合わせ先》



《保証一課》TEL：0952-24-4342

《保証二課》TEL：0952-24-4343

《経営支援課》TEL：0952-24-4350

<https://www.saga-cgc.or.jp>